



鳥取県公報

平成17年 9月16日(金)
第 7 7 2 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	北栄町の人口 (685) (市町村振興課) 1
	土地改良区の役員の退任 (686) (西部総合事務所農林局) 1
	指定居宅サービス事業者の事業所の名称の変更 (687) (日野総合事務所福祉保健局) 2
	指定居宅介護支援事業者の事業所の名称の変更 (688) (〃) 2
	土地区画整理事業の事業計画の変更 (689) (景観まちづくり課) 2
	大規模小売店舗に関する新設の届出に対する意見書の提出 (690) (経済交流課) 3
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出に対する意見書の提出 (691) (〃) 4
	生産事業者の登録の失効 (692) (森林保全課) 4
	都市計画法第66条による告示 (693) (道路建設課) 5
内水面漁 管委告示	コイの持ち出し等を禁止する水域の範囲 (2件) (14・15) 5
公 告	鳥取県砂利採取条例の規定に基づく認可状況の公表 (治山砂防課) 6
調達公告	公募型指名競争入札の実施 (管財課) 6
	公募型指名競争入札の実施 (管理課) 8
	随意契約の相手方の決定 (出納室) 10

告 示

鳥取県告示第685号

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第177条第1項第1号の規定による北栄町の人口は、次のとおりである。

平成17年 9月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 町の名称 北栄町
- 2 人口 16,915人

鳥取県告示第686号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大山開拓中山町地区土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成17年9月16日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

退任した役員の氏名及び住所

監 事 面 谷 覚 西伯郡大山町殿河内765 - 22

平成17年8月28日退任

鳥取県告示第687号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成17年9月16日

鳥取県日野総合事務所長 狩 野 宏

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	変更年月日
医療法人社団日翔会 理事長 湖山聖道	日野郡日野町根 雨909 - 1	医療法人社団日翔会介護老人保健施設おしどり荘通所 リハビリテーション	日野郡日野町根雨909 - 1	平成12年4月 1日
〃	〃	医療法人社団日翔会介護老人保健施設おしどり短期入所療養介護事業所	〃	〃

鳥取県告示第688号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成17年9月16日

鳥取県日野総合事務所長 狩 野 宏

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅介護支援事業を行う事業所の名称	居宅介護支援事業を行う事業所の所在地	変更年月日
医療法人社団日翔会 理事長 湖山聖道	日野郡日野町根 雨909 - 1	医療法人社団日翔会おしどり荘居宅介護支援事業所	日野郡日野町根雨909 - 1	平成12年4月 1日

鳥取県告示第689号

米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法（昭和29年法律第11号）第55条第13項において準用する同条第9項の規定により、次のとおり告示する。

平成17年9月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 土地区画整理事業の名称
米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理事業
- 2 施行者の名称
鳥取県
- 3 施行地区
米子市茶町の全部並びに明治町、万能町、末広町、塩町、東町、日野町、加茂町一丁目、加茂町二丁目、久米町及び弥生町の各一部
- 4 事業施行期間
変更前 昭和45年7月7日から昭和63年3月31日まで
変更後 昭和45年7月7日から平成19年3月31日まで
- 5 事務所の所在地
変更前 主たる事務所
米子市東町97 鳥取県米子都市開発事務所
従たる事務所
鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部都市計画課
変更後 鳥取市東町一丁目220 鳥取県生活環境部景観まちづくり課
- 6 事業計画の決定の年月日
昭和45年7月2日
- 7 事業計画の変更年月日
平成17年9月16日

鳥取県告示第690号

平成17年鳥取県告示第339号（大規模小売店舗の新設の届出について）により告示した（仮称）南隈ショッピングセンター（Aゾーン）、平成17年鳥取県告示第340号（大規模小売店舗の新設の届出について）により告示した（仮称）南隈ショッピングセンター（Bゾーン）及び平成17年鳥取県告示第341号（大規模小売店舗の新設の届出について）により告示した（仮称）南隈ショッピングセンター（Cゾーン）に係る大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づく新設の届出について、同法第8条第1項の規定に基づく意見書が提出されたので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成17年9月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 意見書を提出した市町村
鳥取市
- 2 鳥取市の意見の概要
(1) 当該店舗の営業により公害及び苦情が発生しないよう留意するとともに、公害又は苦情が発生した場合は、誠意をもってその対応に当たること。
(2) 当該店舗の営業により発生する廃棄物について適切に処理すること。
(3) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）その他関係法令を遵守すること。
(4) 当該店舗の営業により発生が予想される交通渋滞について適切な対応を行うとともに、横断歩道の設置等各店舗間を移動する歩行者の安全確保のために必要な対策をとること。
- 3 縦覧に供する期間
平成17年9月16日から1月間

4 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経済交流課

鳥取市尚徳町116

鳥取市経済観光部産業振興課

鳥取県告示第691号

平成17年鳥取県告示第342号（大規模小売店舗に関する変更事項の届出について）により告示したナンバ鳥取店に係る大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づく変更の届出について、同法第8条第1項の規定に基づく意見書が提出されたので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成17年 9月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 意見書を提出した市町村

鳥取市

2 鳥取市の意見の概要

- (1) 変更後の店舗の営業により公害及び苦情が発生しないよう留意するとともに、公害又は苦情が発生した場合は、誠意をもってその対応に当たること。
- (2) 変更後の店舗の営業により発生する廃棄物について適切に処理すること。
- (3) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）その他関係法令を遵守すること。
- (4) 当該店舗の営業により発生が予想される交通渋滞について適切な対応を行うとともに、横断歩道の設置等歩行者の安全確保のために必要な対策をとること。

3 縦覧に供する期間

平成17年 9月16日から 1月間

4 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経済交流課

鳥取市尚徳町116

鳥取市経済観光部産業振興課

鳥取県告示第692号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第14条第1項の規定に基づき、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第16条第1項の規定により告示する。

平成17年 9月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

登録番号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
15	小椋 眞一	東伯郡三朝町大字木地山	穂の採取並びに幼苗及び	小椋苗畑	東伯郡三朝町大字

			幼苗以外の苗木の育成		木地山
189	米原 茂寿	東伯郡三朝町大字中津 372 - 1	"	米原苗畑	東伯郡三朝町大字 中津

鳥取県告示第693号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があったので、同法第66条の規定により、次のとおり告示する。

平成17年 9月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画道路事業 3・3・9号米子駅陰田線

2 施行者の名称

鳥取県

3 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目220

4 事業地**(1) 収用の部分**

平成14年中国地方整備局告示第88号及び平成15年中国地方整備局告示第96号の事業地のうち大谷町地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

変更なし

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第14号

平成17年鳥取県内水面漁場管理委員会告示第2号に基づき、コイの持ち出し等を禁止する水域の範囲を次のとおり定める。

平成17年 9月16日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 山 崎 賀 津 雄

(1) 伯耆町荘の日野川から取水する荘古市大井手水路及びそれに接続するすべての用水路

(2) 荘古市大井手水路と谷山川の合流点より下流の谷山川

(3) 荘古市大井手水路と野上川の合流点より下流の野上川

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第15号

平成17年鳥取県内水面漁場管理委員会告示第2号に基づき、コイの持ち出し等を禁止する水域の範囲を次のとおり定める。

平成17年 9月16日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 山 崎 賀 津 雄

- (1) 伯耆町金廻の日野川から取水する五千石井手及びそれに接続するすべての用水路
(2) 五千石井手と大川の合流点より下流の大川

公 告

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成17年9月16日

鳥取県県土整備部治山砂防課長 渡 辺 哲 二

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	認可の内容			認可年月日
		砂利採取場の所在地及び面積	採取をする砂利の種類及び数量	認可の期間	
有限会社コウメイ 代表取締役 岡村直美	鳥取市湖山町 北一丁目311	鳥取市伏野字砂浜 2268外1筆 (2,375.26平方メートル)	砂（4,421.79立方メートル）	平成17年8月30日 から平成18年8月 29日まで	平成17年8月 30日
千馬商会 代表者 千馬高広	鳥取市湖山町 北三丁目468	鳥取市三津字大浜 ノ一1102 - 1外1 筆 (2,501.80平方メートル)	砂（4,791.40立方メートル）	平成17年8月31日 から平成18年8月 30日まで	平成17年8月 31日
オグラ建設株式会社 代表取締役 小椋阜士夫	東伯郡北条町 江北38	東伯郡北条町下神 字砂除820 - 1外 1筆 (2,157.3平方メートル)	砂（5,073立方メートル）	平成17年8月31日 から同年11月30日 まで	〃

調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成17年9月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

(1) 業 務 名 県立喜多原学園改築工事に係る基本・実施設計委託

(2) 業務内容

本件業務は、米子市泉に改築予定の県立喜多原学園（建築設備工事及び外構工事を含む。）に係る基本設計及び実施設計の業務を行うものである。

(3) 対象建築物の構造及び規模

ア 校舎棟 鉄筋コンクリート造又は木造 2階建 延べ面積 約1,237平方メートル

イ 体育館棟 鉄骨造 平屋建 延べ面積 約920平方メートル

ウ 車庫棟 鉄骨造 平屋建 延べ面積 約50平方メートル

エ 倉庫 鉄骨造 平屋建 延べ面積 約30平方メートル

オ 機械室 鉄骨造 平屋建 延べ面積 約50平方メートル

カ プール 鉄筋コンクリート造 延べ面積 約620平方メートル

キ 解体建物 延べ面積 約2,300平方メートル

既存校舎棟 約976平方メートル

既存体育館棟 約433平方メートル

その他 約891平方メートル

(4) 業務期間 平成17年10月から平成18年3月20日まで（ただし、基本設計は、平成18年1月30日までに行うものとする。）

(5) 予定価格 23,753,100円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 県内に本店を有する者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受けている者であること。

(4) 平成16年鳥取県告示第974号（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格のうち、建築関係建設コンサルタント業務に係るものを有すること。

(5) 平成17年9月28日（水）から本件業務の入札日までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けておらず、かつ、同要綱に規定する指名停止措置の要件に該当しない者であること。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者にあつては、当該申立てが行われた日から平成17年9月28日（水）までの間に改めて(4)の入札参加資格を付与されていること。

(7) 建築士法第4条第1項の規定による一級建築士に係る免許を受けている者を4名以上有すること。

(8) 平成8年度以降に業務が完了し、成果品を納入している建築物（昭和54年建設省告示第1206号別添1の別表第1の建築物の用途等による類別の第1類に規定する複雑な設計等を要しない工場、車庫、市場、倉庫等以外の建築物で、1棟の延べ床面積が600平方メートル以上かつ2階建以上の鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であるものに限る。）に係る建築設計の業務を実施した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員として実施した実績については、出資比率が10分の6以上のものに限る。

(9) 本件業務の実施期間中、建築士法第2条第2項に規定する一級建築士として5年以上建築設計の業務に携わった経験を有する者を管理技術者として配置できること。

3 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成17年9月16日（金）から同月28日（水）までの間にインターネットのホームページ（<http://nyusatsu.pref.tottori.jp>）から入手するものとする。ただし、これによりがたい者には、次により直

接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成17年9月16日（金）から同月28日（水）までの日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部管財課管理係（鳥取県庁議会棟1階）

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

(1)のイに同じ。

ウ 提出方法

持参、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を審査し、2に掲げる要件をすべて満たしていることが確認された者は、すべて指名する。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県総務部管財課管理係（電話番号0857 - 26 - 7085）とする。

(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。

(3) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(4) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。

(5) 業務内容に関する説明会は、行わない。

(6) 提出された技術資料は、提出者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(7) 技術資料を提出し、2の要件を満たす者が1者のみの場合は、本件入札を中止する。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

本件入札への参加を希望する者は、次に定める事項のほか、平成17年鳥取県告示第362号（建設工事の指名競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について。以下「一般的事項等告示」という。）に定める事項を承知の上、応募すること。

平成17年9月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

発注 工 事	工事名	主要地方道倉吉福本線法面工事（1工区）（交付金改良）
	工事場所	倉吉市八幡町
	工事の内容並びに構造及び規模	延長 L = 77.5メートル 幅員 W = 6.0 (10.0) メートル

		現場吹付法枠 A = 468平方メートル 植生基材吹付 A = 378平方メートル グラウンドアンカー工 N = 42本 仮設工 一式		
	工 期	着工日から平成18年 3月15日まで		
	発注工種	グラウンドアンカー工		
	予定価格	87,473,400円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)		
	発注機関	鳥取県中部総合事務所県土整備局		
会社要件	単独・共同企業体の別	単独		
	本店所在地	県内		
	建設業許可	とび・土工工事業に係る特定建設業の許可		
	入札参加資格 (格付)	グラウンドアンカー工		
	総合点数	-		
	総合評定値 (P)	-		
	同種工事の実績	21本以上のアンカーを施工したグラウンドアンカー工の工事 (平成13年度以降に工事が完成し、引渡しの完了しているものに限る。) を元請として施工した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、代表者としてのものに限る。		
	設計業務の受託者	日本工営株式会社	住所	東京都千代田区麹町五丁目 4
			電話	03-3238-8321
	入札参加者の条件 技術者要件	配置技術者の専任の要否	専任を要する	
配置技術者の資格		主任技術者にあつては、入札参加資格の申請時に提出したグラウンドアンカー工に係る職員調書 (当該申請後に当該職員調書の記載内容に変更を生じた場合にあつては、変更届提出後のものとする。以下「職員調書」という。) に技術者 (主任技術者となることができるものに限る。以下同じ。) として記載されている職員のうち、1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士であること。 監理技術者にあつては、職員調書に技術者として記載されている職員のうち、とび・土工工事業に係る監理技術者資格を有する1級土木施工管理技士であること。		
施工管理実績		-		
現場代理人としての実績の認否		-		
特定技術者の資格		1級土木施工管理技士		
	そ の 他	本件工事のうちのグラウンドアンカー工を、次に定めるところにより、45百万円以上自社施工することができること。 ア 常勤のグラウンドアンカー施工士 (主任技術者又は監理技術者と同一の者であっても差し支えない。) を配置できること。 イ 入札参加資格の申請時に提出したグラウンドアンカー工に係る機械設備等調書 (当該申請後に当該機械設備等調書の記載内容に変更を生じた場合にあつては、変更届提出後のものとする。) に記載されたロータリーパーカッション掘削機 (37キロワット以上のものに限る。)、グラウトミキサ及びグラウトポンプを本件対象工事 (当該自社施工するグラウンドアンカー工をいう。以下同じ。) に使用す		

		ることができること。 ウ 本件対象工事に従事する技術者及び作業員の総数の2分の1以上は、職員調書に記載された者をもって充てることができること。	
応募方法	提出場所及び様式の交付場所	鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課	住所 倉吉市東巖城町2 電話 0858-23-3243
	応募期間	平成17年9月16日(金)から同月27日(火) 午後4時まで	
	応募書類	一般的事項等告示様式第1号、様式第2号、様式第4号、様式第5号及び配置技術者調書(グラウンドアンカー施工士)。ただし、一般的事項等告示様式第5号については、増員基準価格未満の応札となる可能性のある場合に提出すること。	
	持参書類	-	
	提出部数	1部	
	郵送等の可否	不可(電子入札システムにより必要事項を入力し、送信すること。)	
	入札方法	発注方式	公募型指名競争入札
指名業者数		入札参加者の条件を満たしている者は、すべて指名する。	
入札方法		電子入札	
適用される制度		調査基準価格、配置技術者の増員、保証金の引上げ等	
	支払条件	単年度	
	工事関係図書の閲覧場所	鳥取県中部総合事務所閲覧室	住所 倉吉市東巖城町2 電話 0858-23-3243
問合せ先	事務手続	鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課	住所 倉吉市東巖城町2 電話 0858-23-3243
	技術的事項	鳥取県中部総合事務所県土整備局道路都市課	住所 倉吉市東巖城町2 電話 0858-23-3223
	備考		

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年9月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 調達物品の名称及び数量 除雪トラック 2台
- 契約方式 随意契約
- 契約日 平成17年9月7日
- 契約の相手方の名称及び所在地 中国日産ディーゼル株式会社山陰販売本社鳥取支店
鳥取市湖山町東三丁目20
- 契約金額 45,465,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 随意契約による理由 再度の入札に付したが落札者がなかったため。
(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号)
- 契約事務担当部局の名称及び所在地 鳥取県出納局出納室
鳥取市東町一丁目220